

(注：本質問事項は原則として貴支局管轄の昨年1年間の状況を対象としています。)

1. 収容の状況について

(1) 現在の被収容者数を男女別、国籍別に教えてください。

30名(すべて男性、全部で15カ国、上位は中国7名、ベトナム4名、スリランカ3名、タイ2名、ブラジル2名、イラン2名、ナイジェリア2名、その他8カ国)。

収容定員は200人。

H21年6月から運用しているが、被収容者が100名を超えていることもあった。

(2) 平均収容日数および最長収容日数を教えてください。

平均収容日数24.4日、最長収容日数457日。

(3) 正規職員数を部門別に教えてください。そのうち、常勤・非常勤の医師と看護師の数を教えてください。

処遇執行部門職員51名、嘱託医師(外科)1名、看護師2名。医師・看護師はいずれも非常勤。

(4) 医師による診察を申し込んだ数、受診した数、および外部の医療機関に護送した数は何件ありましたか。

申し出件数705件(診療実施701件、取り下げ3件、診療前出所1件)、庁内診療650件、外部病院連行51件。

(5) 過去5年間、1年毎における自傷行為の件数および自殺件数を教えてください。

自傷行為；H23年4件、24年8件、25年3件、26年1件、27年12件。

この期間の自殺はない。

(6) 被収容者が拒食をした件数を教えてください。

統計資料なし。

2. 処遇について

(1) 被収容者処遇規則第18条(以下、「規則」という。)に基づく隔離処分は、同条各号および本文前段、第2項において、それぞれ何件ありましたか。

ア 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為(第18条1項1号)

6件(器物損壊)。

イ 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害した(第18条1項2号)

2件(職務執行妨害)。

ウ 自殺又は自損(第18条1項3号)

1件(自損行為)。

エ 上記を企て、通謀し、あおり、そそのかし若しくは援助した(第18条1項本文前段)

0件。

オ 上記において、所長等の命令を受けるいとまがなかった(第18条2項)

7件（緊急隔離；9件のうち7件）。

- (2) 規則第2条に基づき、被収容者の生活様式の尊重をし、第2条の2に基づく意見聴取を行いましたか。また、聴取の回数を教えてください。

処遇規則2条に基づき、入所手続きにおいて、宗教上の理由による禁忌食を確認している。また、宗教上の祈祷用具については、保安上の支障がない範囲において、収容区内への持ち込みを許可している。規則2条2に基づき各収容区ホールに意見聴取のための意見箱を設置し、処遇上の意見を定期的に（週一回）回収し、確認している。意見聴取件数は42件。

- (3) 規則第41条に基づく被収容者の処遇に関する申し出や請求の件数および内容について教えてください。

1912件。内容は統計がない。

- (4) 規則第41条の2に基づく被収容者から収容に関する不服の申し出の件数および内容について教えてください。

2件。うち1件は取り下げ。

1件の内容は被収容者の申し出に対する措置を不服とするもの。

- (5) 規則第41条の3に基づき、被収容者が不服の申し出の判定に不服があり、異議を申し出た件数および内容について教えてください。

無し。

- (6) 規則第41条関連の申し出、請求、不服の申し出、異議の申し出についての制度内容を、被収容者にどのように告知していますか。

規則第41条に規定する処遇に関するものは、物品購入や診療、親族などへの連絡を対象としているが、各居室に備えているファイルの中にある「収容施設の生活について」によって、日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語、ペルシャ語の7ヶ国語で、運動用具の使用、物品購入、面会、物品の授与、電話、郵便物、診療、給食（特別食）、CDプレーヤーの使用に関する申し出方法を教示している。

規則第41条に規定する法令に定めるものに請求・申し出に係るものは、退去強制手続きにかかる口頭審理の請求、異議の申し出、仮放免の請求、難民申請手続きにかかる申し出等を対象としているが、各手続きの中で、担当部署が説明している。そのため処遇部門では、被収容者の求めに応じて補足説明や、担当部署への引き継ぎを行っている。

規則第41条2に規定する入国管理官の措置に関する不服の申し出については、「収容施設の生活について」によって教示している。また、居室に備えている別ファイルの「処遇にかかる不服の申し出」という案内書によって、日本語、英語、ベトナム語、タイ語、スペイン語、トルコ語、フランス語、ミャンマー語、ロシア語、タガログ語、ポルトガル語、ペルシャ語の12ヶ国語でより詳しく教示している。不服申し出は処遇担当職員に伝える方法の他、収容場に設置してある公衆電話を使って、不服申し出事務局（総務課）に直通電話で伝えることもできる。

規則第41条3に規定する異議の申し出については、判定の通知を受けた際に、通知を行った事務局職員が異議の申し出方法を口頭で説明している。

3. 戒具の使用について

- (1) 規則第19条に基づく戒具の使用は、下記においてそれぞれ何件ありましたか。また、その使用は必要最小限度の範囲内であるか所長等は確認をしましたか。

ア 逃走のおそれがあり、防止方法がない（第19条1項1号）

0件。

イ 自己または他人に危害を加え、防止方法がない（第19条1項2号）

2件。

ウ 収容所等の設備、器具その他の物を損壊（第19条1項3号）

0件。

戒具は、原則として支局長の命令を受けて使用することと規定されているが、命令を受けるいとまがない場合でも速やかに支局長に報告することが義務付けられている。支局長は報告書によって確認している。また、状況についてはビデオ撮影しているので、後刻いつでも確認することができる。

(2) 外部医療機関護送時に戒具（手錠・腰縄）を使用した件数は何件ですか。そのうち、医師等による診察時にも戒具を使用した件数は何件ですか。これらの統計を取っていない場合には、それぞれ約何割に戒具を使用しましたか。また、診察時にも戒具を使用した場合の判断基準について教えてください。

統計がない。診察時における戒具の使用は、医師の診察の妨げにならないよう配慮しながら、病状を踏まえて総合的に判断している。原則戒具を使うかということ、病状、症状を考えて、（部門長が）判断するが、使う場合が多い。

(3) 外部医療機関護送時に戒具を人目につかないようにする措置を取られていますか。また、戒具を装着している被収容者を医師などはまともに診察してくれますか。

連行の際には手錠カバーを施した上、なるべく護送管が壁を作るように立ち位置をこころがけ、診察の直前まで護送車内で待機するなど、極力人目につかないように配慮している。医師から検査等を理由に戒具を外すよう求められた場合には、安全面を十分確認した上で、応じている。戒具使用を理由に医師から診察を拒むような発言があったことは聞いていない。

収容中の被収容者であるため、戒具を使用して連行する必要があることを予め説明して、理解を得るように努めている。

(4) 外部医療機関移送時は「被収容者処遇規則」では無く、「違反調査及び令書執行規定」が適用されているとのことですが、外部医療機関護送時に戒具を使用されることに対して、被収容者からの苦情は何回ありましたか。

統計はない。手錠を施されることに抵抗感を抱くものがあることは承知している。戒具使用の目的を被収容者が理解するように努めるとともに、人権に配慮して処遇している。

4. 被収容者の難民認定等状況について

(1) 下記にあたる人数を教えてください。

ア 難民認定申請者総数、上位5カ国の出身国別数

9名。スリランカ、ナイジェリア、フィリピン、スペイン、アルゼンチン、コロンビアの順。

イ 難民申請一次認定者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数

なし。

ウ 難民申請一次不認定者のうち、異議申し立てをした者の総数、上位5カ国の出身国別数

5名。イラン、ケニア、スリランカ、タンザニア、ナイジェリア。

エ 異議申し立てをした者のうち、認定者数、棄却者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数、異議申し立てを取り下げた者の数と、それぞれ上位5カ国の出身国別数

1名。スリランカ。棄却。

オ 退去強制処分を受けた被収容者数、仮放免処分を受けた被収容者数

退去強制処分を受けた被収容者数342名、仮放免処分を受けた被収容者数5名。

(2) 仮放免申請の許可・不許可処分にかかる平均期間日数を教えてください。

35. 7日。

5. 入国者収容所等視察委員会の意見等について

(1) 平成27年2月2日に視察委員会から、「貸与図書が増加された点について評価する。」との評価意見が出されました。これに対し、平成27年3月12日に、「今後も継続的な図書の追加配備に努め、貸与図書の充実を図りたい。」と回答されていますが、貸与図書の増加は具体的にはどのようなものだったのでしょうか。また、今後の貸与図書の充実方針についても具体的にお教えください。

図書購入当時直近の2年間で発行部数が多い作品、また著名な欧米日作家によるもの計33冊（中国語10、英語10、韓国語5、スペイン語4、タイ語4）を配備した。

今後は購入済みの続編を望む声があることを踏まえ購入を検討する。

(2) 同じく、「開放処遇時間中における被収容者の処遇の多様化を図るため、CDプレーヤーの使用許可などについて検討されたい。」との意見が出されました。これに対し、「検討中」として、「既にCDプレーヤーの使用を認めている東日本入国管理センター及び東京入国管理局における使用許可後の状況や使用に係る要領を調査した上、適切な方法で使用を認めるための検討を続けることとする。」と報告されていますが、その後、どのような措置または検討をされましたでしょうか。

他官署の運用状況等を参考に、H27年11月1日から当支局収容場でのCDプレーヤーの使用を認めている。

(3) 同じく、「官給食への異物混入事案に対応するため、食品の安全に関する国際標準規格である「ISO22000」、あるいは、都道府県が独自に設けている食品自主衛生管理認証を取得している業者を選定するなど、食品の安全・衛生面に配慮した適切な官給食の提供を実施されたい。」との意見が出されました。これに対し、「検討中」として、「官給食の契約については、毎年複数の事業者に入札への参加を呼びかけているものの、被収容者の宗教上、健康上等の理由から多種・多様な特別食への対応が必要なことや、年間を通じて1日3食の配送が困難である等の理由により、参加事業者が集まりにくい状況にある。平成28年度の契約においては、こうした実情も踏まえながら、入札条件に視察委員会の意見を反映させることの是非について検討を行うこととする。なお、官給食への異物混入事案については、その都度給食業者に対し衛生管理の徹底と必要な改善を申し入れ、再発防止に努めるよう要求している。また、衛生上、重大な事案が発生した場合には保健所との連携を強化した上で適切に対応することとしている。」と報告されていますが、その後、どのような措置または検討をされましたでしょうか。

H28年度の契約では、入札参加資格に、ISO22000の認証を取得していること、もしくは地方自治体の食品衛生管理認定制度に基づく認証を取得していることを条件に入札公告をしたが、条件を満たす入札参加者がいなかった。条件を見直して再度入札を行ったが、契約業者に対しては機会をとらえて異物混入事案の防止を申し入れなどし、安全衛生面に配慮した官給食の提供に努めている。

(4) 同じく、「法務省と協議の上、官給食の予算を増額し、被収容者一人当たりの食事単価を見直して、これまで以上に内容の充実した官給食の提供に努められたい。」との意見が出されました。これに対し、「検討中」として、「官給食の内容については毎年契約において、適切な対応をしているが、視察委員会の意見を踏まえ、官給食の単価の見直しについて検討するよう上級庁に対して提案する。」と報告されていますが、その後、どのような措置または検討をされましたでしょうか。

上級庁に対して単価の見直しを提案した。年度予算の概算要求において、全国の入管施設において増額を要求し、査定当局において一部が認められた。今後も限られた予算内で、業者と連携しながら内容の充実した官給食の実現を目指す。

(その他、質疑応答：一部のものは事前質問解答欄に加えた)

Q1：4人部屋に一緒になる人をどのように選んでいるか。男女別なのか、人種を考慮するか。

A1：2段ベッドが3台入っているので6人部屋である。男女は分かれるが、国籍では分けない。一つの部屋に固まることがないように配慮している。

Q2：現在の収容数は30名の男女数、また数の推移はどうか。

A2：すべて男性である。H21年6月から定員200名で運用しているが、100名を超えたときもあったように記憶しているが、減少傾向にあるように思う。

Q3：外部医療機関への護送時に戒具使用数の統計がないとのことであったが、原則として使うのか。

A3：病状、症状などを配慮し判断する。通常は使うことが多い。

Q4：戒具使用の判断は誰がするのか、護送官自身なのか。

A4：最終的には主席（部門長）が判断する。

Q5：外部診療の際に、医師が必要だと言った検査を護送官が不必要と判断すると聞いたことがあるが、そういうことはあるのか。

A5：そういうことはない。医師が必要と言った処置についてはやっけていただく。

Q6：うつ病などで多量の薬をもらっているとの話を聞くことがあるが、精神疾患がある場合には外部で受診するのか。

A6：精神科に限らず、通常は医師が必要と判断すれば専門医に見せるが、緊急性がある場合には医師の判断を待たずに救急車を要請することもある。

Q7：監視カメラの設置台数は。

A7：数を持ち合わせていないし、保安上の観点からも答えられない。

Q8：面会時に立合われる場合はどういうときか。

A8：通常は立ち会わないが、被収容者の精神状態が不安定な場合などには立ち会う場合がある。

以上